

低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置

手続き Q & A

No.	質問 (Q)	回答 (A)
1	交付申請は売主（譲渡者）が直接提出する必要がありますか。	代理人が提出してもかまいませんが、委任状を併せて提出してください。
2	登記事項証明書はどこまで記載されているものを提出する必要がありますか。	全部事項証明書など、申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無が記載されているものを提出してください。
3	低未利用土地は具体的にどのようなものがありますか。	「未利用地」は、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地などがあげられます。 「低利用地」は、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場などがあげられます。
4	未利用土地に該当する空き地や耕作放棄地は、譲渡後の利用として、暫定的でない長期にわたる資材置場や青空駐車場としての利用は適用の対象となりますか。	譲渡後の利用として、暫定的でない長期にわたる資材置場や駐車場の利用については、設備投資をしているものが適用の対象となります。